

◎新潟県告示第420号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、五泉市の十全土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成26年3月25日

新潟県新潟地域振興局長

1 退 任

理事 五泉市安出53番地 吉井 久

退任年月日 平成26年2月28日